



水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

(1) 生活環境項目 (水の汚染状態を示す項目で生活環境に被害を生ずるおそれのある物質)

()内は、日間平均値

項 目		許容限度	項 目	許容限度
水素イオン濃度	河川・湖沼	5.8～8.6	銅含有量	3 mg/L
	海 域	5.0～9.0	亜鉛含有量 ※	2 mg/L
生物化学的酸素要求量		160(120) mg/L	溶解性鉄含有量	10 mg/L
化学的酸素要求量		160(120) mg/L	溶解性マンガン含有量	10 mg/L
浮遊物質		200(150) mg/L	クロム含有量	2 mg/L
n-ヘキサン抽出物質	鉱 油 類	5 mg/L	大腸菌群数	(3,000) 個/cm ³
	動植物油脂類	30 mg/L	窒素含有量	120(60) mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L	燐含有量	16(8) mg/L

※印の項目については、業種によって暫定基準が設定されています。

備考1 この排水基準は、1日の平均的な排出水の量が50m³以上の工場または事業場に適用する。

- 工場または事業場のうち河川に水を排出するものについてはCOD、湖沼または海域に水を排出するものについては、BODに係る排水基準は適用しない。
- 硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）については、pH、溶解性鉄に係る排水基準は適用しない。
- 窒素および燐の排水基準は、各々の物質が湖沼（海洋）植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼（海域）として環境大臣が定める湖沼（海域）およびこれに流入する公共用水域に排出する排出水に限って適用する。（福井市においては武周ヶ池が該当する。）

(2) 人の健康に係る項目 (有害物質で人の健康に被害を生ずるおそれのある物質)

()内は、海域に水を排出するもの

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機燐化合物	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L	チウラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
総水銀	0.005 mg/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物 ※	10(230) mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物 ※	8(15) mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	100 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン ※	0.5 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		

※印の項目については、業種によって暫定基準が設定されています。

備考1 アルキル水銀の「検出されないこと」とは、0.0005mg/L未満をいう。

- 砒素およびその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令および廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に関する事業場については、当分の間、適用しない。

また、福井県の条例により上乗せ排水基準が適用される場合があります。

福井県条例による上乘せ排水基準（抜粋）

[単位:mg/L]

項目	業 種 区 分		水質汚濁 防止法に 基づく一 律基準	許 容 限 度								
				九頭竜川水域				九頭竜川 地先海域		越前・加賀海岸 地先海域		
				新設		既設		新設	既設	新設	既設	
				排水量 3,000m³/日 (下水道にあっては 50,000m³/日)								
				未満	以上	未満	以上					
BOD・COD	1	食料品製造業		160(120)	80(60)	70(50)	120(100)	100(85)	—	—	80(60)	120(100)
	2	繊維工業（染色整理業を含む。）		〃	60(50)	50(40)	100(80)	85(70)	—	—	40(30)	50(40)
	3	紙・パルプ・紙 加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)	100(85)	150(110)	130(100)	—	150(110)	40(30)	50(40)
			その他		70(55)	60(45)	120(100)	100(85)	—	—		
	4	化学工業	医薬品製造業	〃	80(60)	70(50)	150(120)	130(100)	—	—	40(30)	50(40)
			その他		50(40)	45(35)	80(60)	70(50)				
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	—	—	60(50)	120(90)
	6	旅館業		〃	80(60)		—		—	—	80(60)	—
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業		〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	—	—	40(30)	50(40)
	8	し尿処理施設		〃	—(30)		—(30)		—	—	—(30)	—
9	下水道終末処理施設		〃	—(20)		—(60)	—(40)	—(30)	—	—(20)	—	
10	その他		〃	60(50)	50(40)	120(90)	100(75)	—	—	40(30)	50(40)	
SS	1	食料品製造業		200(150)	120(100)		150(120)		—	—	110(90)	150(120)
	2	繊維工業（染色整理業を含む。）		〃	90(70)		120(100)		—	—	90(70)	120(100)
	3	紙・パルプ・紙 加工品製造業	中芯用セミケミカルパルプ製造業	〃	120(100)		160(120)		—	160(120)	90(70)	120(100)
			120(100)		150(120)		—	—				
	4	化学工業		〃	90(70)		120(100)		—	—	90(70)	120(100)
	5	浄水施設・中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設		〃	90(70)		120(100)		—	—	90(70)	120(100)
	6	旅館業		〃	120(100)		—		—	—	120(100)	—
	7	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業		〃	150(120)		—		—	—	150(120)	—
	8	し尿処理施設		〃	—(70)		—(70)		—	—	—(70)	—
	9	下水道終末処理施設		〃	—(70)		—(120)		—(30)	—	—(70)	—
10	その他		〃	90(70)		120(100)		—	—	90(70)	120(100)	

(注) 1. 新設とは S53.8.1 以降に設置されたものをいう。のり抜き施設、浄水施設、旅館業、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設に係る特定事業場（以下「追加特定事業場」という）以外で S48.1.1～S53.7.31 に設置されたものは、排水量の多少にかかわらず排水量 3,000m³/日未満新設の欄の基準値が適用される。

2. 追加特定事業場の既設のものについては、S59.6.25 から適用する。

3. 追加特定事業場以外の新設のものとは、九頭竜川地先海域 S51.6.24、越前・加賀海岸地先海域 S52.1.1 以降に設置されたものをいう。

4. 基準値の（ ）内は日間平均。BOD は河川、COD は海域および湖沼に排出される排出水に限って適用される。